

「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」 検討の範囲について

平成30年1月10日

「情報信託機能」に関する検討の経緯と目的

政府等における検討

【データ流通環境整備検討会(内閣官房IT総合戦略室)】

「AI、IoT時代におけるデータ活用WG 中間とりまとめ」(平成29年2月)

- ・PDS、情報銀行、データ取引市場について定義付け、これらパーソナルデータ活用のための仕組みの必要性、取り組むことが望ましい事項、推奨指針等を取りまとめ。
- ・官民の関係者での取組を注視しつつ、支援策や制度整備の検討を継続としている。

【情報通信審議会(総務省)】

「IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第四次中間答申(平成29年7月)

- ・情報信託機能については、2017年夏以降、必要なルールを更に具体化するための実証事業を継続するとともに、2017年中に、産学が連携して推進体制を整備し、任意の認定制度やルールの在り方について検討し、年内に認定業務に着手することを目指す。

検討の目的

- ・個人はデータが第三者に渡ることにより漠然とした不安を感じ、データを提供することに消極的である傾向。
個人にデータ利活用によるメリット、便益を目に見える形でわかりやすく示すことが求められるとともに、安心・安全にデータを預けることができるよう、消費者個人を起点としてデータを流通させる仕組み、そして、事業の信頼性を確保するための社会的な仕組みが求められる

一定の要件を満たした事業者を認定する民間団体等による任意の認定制度を創設

- ・社会的に認知された事業者により安心・安全にデータを預けられることによる、情報信託機能の活用促進
- ・データの利活用を進めることによる、社会的な便益の向上

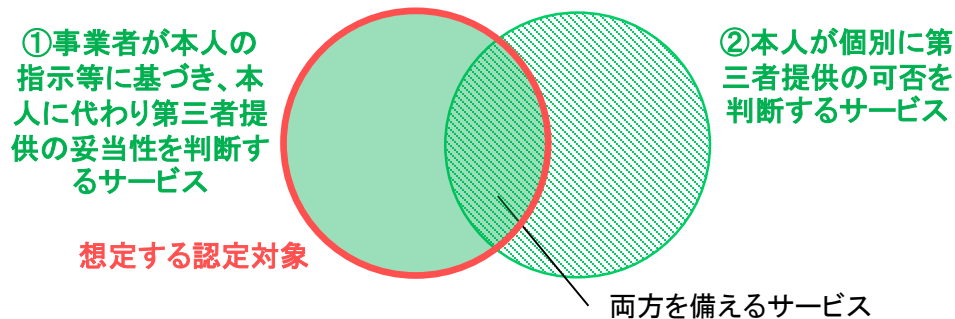
「情報信託機能の認定スキームに関する検討会」のスコープ

【「認定」に関する前提条件】

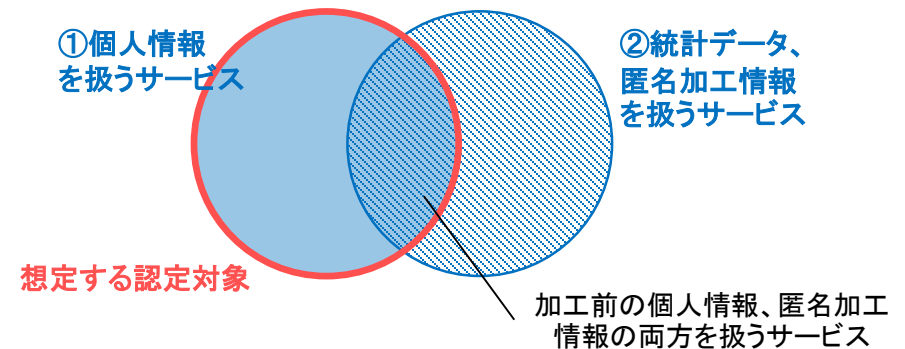
- 消費者からの信頼を確保するための、民間団体等による「任意の認定制度」（社会的な仕組み）の創設が有効。事業を行うために認定が必須とはならない。
- 一定の要件を満たす者を認定するもので、レベル分けは想定しない。
- 検討会のスコープはあくまで「個人情報」を扱う「情報信託機能」を有するサービス。（民間団体が、自らの判断で幅広い事業などを認定することは想定される。） ※ 今回は「要配慮個人情報」は含まない。

【想定される「認定」の対象】

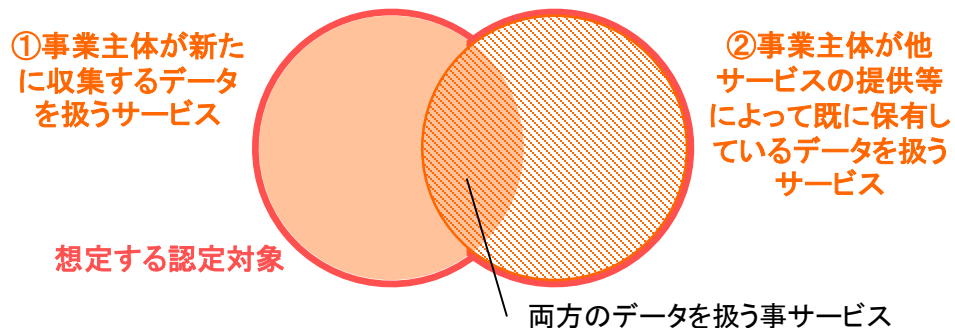
（1）個人情報の提供に関する同意の方法



（2）データの種類の



（3）データの収集方法



「情報信託機能の認定スキームに関する検討会」のスコープ

【検討会のアウトプット＝「情報信託機能」の認定のためのガイドライン】

- 認定を行おうとする団体が指針とするため、認定の要件や認定方法等について記載する。
- 提供する機能を消費者にわかりやすく開示するなど、消費者個人を起点としたデータの流通、消費者からの信頼性確保に主眼を置く。
- 今後事業化が進む分野であるため、サービスの具体的内容や手法（データフォーマット等）はできるだけ限定しない形を目指す。

（ガイドラインの具体的に想定する内容（イメージ））

1. 個人情報の提供に関する法律的整理
2. 約款に記載すべき事項
 - (1) 合意取得の方法
 - (2) データの第三者提供の範囲
 - (3) 個人への便益の還元の方法
 - (4) 消費者に提供する機能 [トレーサビリティ、撤回権、データポータビリティ(*)]
※ 機能の有無の開示を認定要件とすること等も含めて検討
(*) 情報銀行が管理するパーソナルデータを、個人の依頼で他の情報銀行や事業者に移す機能
 - (5) 相談体制、苦情処理
3. 情報銀行に必要となる機能、要件
 - (1) 経営の持続可能性、ガバナンス
 - (2) セキュリティ
4. 認定団体による認定スキーム
 - (1) 認定基準
 - (2) 審査方法・認定マーク
 - (3) 認定要件に違反した場合の対応
 - (4) 認定団体の運用

※ 「情報銀行」等の名称、認定団体に求められる事項については、必要に応じて検討会後半で検討。

「情報信託機能」を含む事業における各論点のイメージ

